

平成30年度

業 務 概 要

秋田県立医療療育センター

基本理念

発達に支援が必要な子どもたちに、安全で良質な医療・療育を提供するとともに、乳幼児期から学齢期そして成人期に至るまでライフステージに応じた適切な支援を行うことを基本理念とし、次の事項を実施します。

- 1 医療・療育・教育・就業・地域生活など、子どもの発達に係る幅広い支援を行います。
- 2 多様で専門的なアプローチにより、一人一人のニーズや障害に応じたきめ細かな療育を提供します。
- 3 保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携し、県内各地域での療育事業を支援します。
- 4 利用者の立場に沿った施設運営を行うため、常にサービス内容等の評価・検証をします。
- 5 専門知識や技術の習得など職員の資質向上を図るとともに、療育に関わる各分野の人材を育成します。
- 6 治療・療育が必要な子どもたちの人権・人格を十分に尊重し、業務にあたります。

はじめに

2019年は平成から令和へと時代が移り、まさしく新時代の到来となりました。

この中で平成22年4月に開設されました秋田県立医療療育センターは10年目の春を迎えることになりました。

これまでの9年間を振り返りますと、社会情勢の変化として、「共生」という言葉の啓発・普及が進み、秋田県では「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」が、秋田市では「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が制定され、障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し心地良く生活を送るための理念が示されました。

この中で、特に秋田県におきます当センターの社会的使命といたしまして、これまでの療育の対象に加え、発達障害をお持ちの皆様や医療的ケアが必要な皆様への医療・療育としての対応を進めてまいりました。

これを医療関係の事業で見ますと、年間の外来患者数が開設初年であります平成22年度の約24,000人から、平成30年度も含め最近は年間34,000人を超えており、また初診患者数も600人以上で推移し、少子化が進む秋田県の出生数からいたしますと、10%以上のお子様を対象としていることとなります。当センターを受診される皆様は秋田県内全域からおいでになりますので、今後ますますお住まいの地域における療育関係機関との連携の重要性が増すと考えております。

一方、福祉関係の事業では、乳幼児通園事業である児童発達支援センターはいずれ市町村ごとに整備する方針が国から示されており、当センターは秋田県内唯一の医療を伴った児童発達支援センターであり、指導的立場としての役目を果たすことができるように事業内容を充実させていくことが求められております。

他に生活介護事業、短期入所事業、障害児等療育支援事業、発達障害者支援事業（秋田県発達障害者支援センターふきのとう秋田）など、開設以来事業内容を適宜見直しながら継続して行っております。

令和の時代も秋田県におきます療育の中心として、利用される皆様・ご家族様始め県民の皆様からのご期待に沿えるよう、スタッフ一同さらに研鑽に努めてまいります。当センターにつきまして、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

令和元年 6月

秋田県立医療療育センター長
坂本 仁

目 次

施設の概要

1	名称及び所在地	1
2	事業内容	1
3	規模及び構造	1
4	沿革	2
5	組織図	3
6	職員数	4

事業内容

I	診療部	5
1	各診療科 整形外科、小児科、小児科メンタルヘルス、精神科こころのケア、歯科、 リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、眼科	5
2	リハビリテーション部門	11
3	薬剤部門	13
4	臨床検査部門	14
5	放射線部門	16
6	臨床心理部門	17
7	栄養指導管理部門	18
II	看護部	19
III	入所部門	23
IV	通園部	28
V	保育・育成科	36
VI	短期入所・日中一時支援事業	42
VII	総合相談・医療療育連携室	44
VIII	地域療育支援部	46
IX	発達障害者支援部	48
X	感染予防対策室	51
XI	医療安全管理室	54
XII	院内委員会等設置状況	55
XIII	実習生・ボランティアの受入状況	58
XIV	業績	59

過去5年間の実績の推移

平成30年度事業実績	69
------------	----

資 料

定款	87
全体配置図	92
案内図	96